

社会福祉法人あすなろ会

令和3年度 事業報告書

令和3年度 幼保連携型認定こども園 石鉢保育園 事業報告

[施設運営方針]

子どもの健全な心身の発達を図りつつ、生涯にわたる人格形成の基礎を培います。
乳幼児期は周囲への依存を基盤としつつ自立へ向かうものであることを考慮して周囲との信頼関係に支えられた生活の中で、園児一人ひとりが安心と信頼感を持っていろいろな活動に取り組む体験を十分に積み重ねられるようにします。

幼保連携型認定こども園法教育・保育要領に基づいた計画を策定し、教育・保育を行います。

1. 施設事業運営

(1) 児童の処遇

(利用定員)1号認定15人、2号認定65人、3号認定55人

・園児クラス編成

令和3年度

クラス	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
すみれ 0歳児	3	5	5	5	7	8	9	10	10	13	14	13	102
たんぼぼ 1歳児	12	12	13	13	13	12	12	13	12	12	12	12	148
ちゅうりっぷ 2歳児	24	24	25	25	26	26	26	26	27	26	27	27	309
もも 3歳児	16	16	16	17	17	17	17	17	17	17	18	18	203
うめ 4歳児	28	28	28	28	29	29	29	29	29	29	30	30	346
さくら 5歳児	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	276
合計	106	108	110	111	115	115	116	118	118	120	124	123	1384

月平均 115
% 85.4

2. 教育・保育目標

家庭との連携を図りながら、乳幼児期にふさわしい経験を積み、生活を通して生きる力の基礎を育成します。

(1)丈夫で明るい子(2)仲よく遊べる子(3)きれいずきな子

3. 教育・保育の留意点

年齢別のクラスに分かれ、個々の子どもの発達に合わせながら、教育・保育、食育を進めます。

ア.豊かな体験を通じて、感じたり、気づいたり、わかったりできるようになったりする。

イ.考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする。

ウ.心情、意欲、態度が育ち、学びに向かう力や人間性を育てる。

10.安全管理

- 1) 避難訓練毎月実施(不審者対応含む)
- 2) 園舎内外施設安全点検毎月実施
- 3) 感染症対策、応急手当実施
- 4) AED設置

11.特別教室(外部委託)

・さくら組

(サッカー教室)月3回

サッカーをすることによりバランスの取れた運動能力の向上を目指します。

(えいごであそぼう)月1回

楽しみながら英語に興味や親しみを感じ、意欲的な心を育みます。

・うめ組、もも組 月1回

(コーディネーショントレーニング)

いろいろな動きをすることにより、バランスの取れた運動能力を養います。

12.職員の職務、勤務時間

① 職員の構成

・園長	園の運営管理、事務、会計 教育・保育指導	1名
・副園長	園の運営管理、事務、会計 教育・保育指導	1名
・主幹保育教諭	教育・保育総括	2名
・保育教諭	教育・保育、計画他	16名
・子育て支援員	保育補助	3名
・保育補助	保育補助	2名
・栄養士	献立作成、調理	1名
・調理師	調理	2名
・調理補助	調理	1名
・嘱託医 薬剤師		3名
		<u>32名</u>

② 勤務時間

早番	7:00～ 16:00
普通	8:15～ 17:15
中番	9:00～ 18:00
遅番	10:00～ 19:00

13 購入物品および修繕

- 1 ほーる床張り替え工事
- 2 保育室カメラ設置
- 3 食器洗浄機
- 4 浄化槽プロア

14 定員減の検討

あすなろクラブ 令和3年度 事業報告

1. 基本方針

石鉢保育園学童保育事業は、共働き等により、子どもが学校から帰っても家庭に保護者のいない主に小学校低学年の子どもを対象として、遊びを中心とする活動を通して安全な生活指導を行います。子どもたちが仲間とともに過ごすことによりお互いが信頼関係を築きあえるように配慮し、子どもの健全育成を図ることを目的とします。

2. 目標

- ①安全な生活をする子ども
- ②元気に仲良く遊ぶ子ども
- ③人や物を大切に使う子ども

3. 利用児童数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
1年生	19	19	19	19	18	17	17	18	19	19	20	20	224	19
2年生	15	15	15	14	13	13	13	13	13	13	12	11	160	13
3年生	19	19	19	19	18	18	16	15	15	15	14	14	201	17
4年生	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	28	2
5年生	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	11	1
児童数	56	56	56	55	52	51	49	49	51	51	50	48	624	52
												月平均	52	

4. 年間行事

- | | |
|-----------------|--------|
| 4月 入所式 | 中止 |
| 5月 避難訓練、種まき | 人形劇鑑賞 |
| 6月 | プールあそび |
| 7月 七夕会、 | えんぶり鑑賞 |
| 8月 ちびっこ夏祭 いもほり会 | |
| 9月 | |
| 10月 避難訓練 | |
| 11月 焼き芋会 | |
| 12月 クリスマス会、大掃除 | |
| 1月 | |
| 2月 豆まき | |
| 3月 お別れ会 | |
- ※毎月の行事：誕生会、カレーライス作り

5

(1) 開所日

日曜日、国民の休日、祝日、年末年始（12月31日～1月3日）を除いた日とする。

小規模多機能ホーム あかぼないの里 令和3年度事業報告書

サテライト型小規模多機能ホーム あすなろの里

1. 令和3年度 利用者の状況

○ あかぼないの里

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
登録者数	25	24	24	24	24	23	22	24	22	23	24	23
平均介護度	1.9	2.0	2.0	2.0	2.1	1.9	1.9	1.9	1.9	2.1	2.1	2.2

○ あすなろの里

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
登録者数	15	16	17	17	16	14	15	15	16	16	17	17
平均介護度	1.3	1.3	1.6	1.6	1.6	1.3	1.5	1.5	1.6	1.7	1.7	1.7

2. 令和3年度 職員採用の状況

・あかぼないの里	・サテライト	あすなろの里
介護職員 5名	介護職員	2名
看護職員 2名	看護職員	1名
介護支援専門員 1名	調理職員	1名

3. 令和3年度 行事報告

- ・各月にドライブを行いました。(階上岳つつじや海、久慈方面など)
- ・利用者様の誕生月には、誕生会を実施しました。
- ・12月には、あすなろの里、あかぼないの里合同で、クリスマス会を行いました。

4. その他

- ・8月にコロナの濃厚接触者1名、3月にコロナ陽性者2名が出ましたが、クラスターには至りませんでした。8月21日～8月25日、3月28日～4月4日サービス一部停止で対応しました。
- ・2月、3月で職員、利用者(一部除く)3回目接種を行いました。
- ・競輪事業の補助金を申請し、サーモグラフィ―、空気清浄機、発電機を購入しました。
- ・IT補助金事業を申請し、勤怠管理システムソフトを購入しました。
- ・3月19日の大雪で、あすなろの里の軽車両が倒木を受け全損したため、新車両を購入。令和4年9月に納車予定。

宿直当番—自宅待機】

パート 勤務時間は1日2時間から8時間とし必要に応じて決めています。

4. 従業員の研修、福利厚生

- (1) 毎月1回以上、必要に応じ研修会を開き、講師を招いたりして職場内自主研修を実施しました。
- (2) 外部研修には積極的に参加し、自己研さんに努めました。
資格取得、自己学習は積極的にチャレンジするようにすすめ、介護職員実践者研修にも参加しました。(介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、看護師、その他-介護に関係しなくても自分の目指す資格)令和3年度は、1名介護福祉士に資格を取得しました。
- (3) 職員の福利厚生を適切に行いました。
- (4) 介護職員処遇改善加算金の活用を積極的に進め、そのために介護職員キャリアパス、に取り組み職員の給与の体系を整備しました。

5. 損害賠償責任保険加入の有無

東京海上日動火災保険株式会社の介護事業者賠償責任補償責任保険と職員の傷害補償感染症見舞金制度、車両保険、火災保険に加入し、利用者及び従業員の事故や損害賠償に備えました。

6. サービス提供計画

- (1) あかぼないの里の介護保険サービス提供は24時間、365日切れ目なく行いました。
- (2) 小規模多機能型居宅介護事業の計画作成者が、居宅介護サービス計画、小規模多機能型居宅介護計画を利用者の希望に沿って立て、モニタリングしながらよりよいサービスを提供し、国保連より介護保険給付を受けました。

7. 利用者見込み数

3年度は介護保険法により、登録者29名、日中の通いは1日15名まで、宿泊者は1日9名、訪問は、小規模多機能型居宅介護計画を作成し事業所単位で1か月200回以上訪問（月200回以上の訪問は訪問加算の対象となる）でした。

8. 資金計画

- (1) 長期借入金は返済を継続しました。
- (2) 前庭・建物周辺的环境整備を行いました。

9. 書類

- (1) あかぼないの里利用に際して、運営規定の説明、重要事項説明書の説明（改定）、個人情報保護、契約書等作成を行い保存します。
- (2) 運営規定、サービス提供記録、ケア記録、収支決算報告書などの帳簿類、職員のための労働三法関係必要書類等を整備し法令遵守に努めました。

小規模多機能ホーム サテライトあすなろの里令和3年度事業報告書

1. 事業運営の基本方針（基本理念、方針）

- (1) 社会福祉法人あすなろ会は、福祉サービスが利用者の意向を尊重して提供され、個人の尊厳を保持しつつ、自立した日常生活を営むことができるように支援します。
- (2) あすなろの里は、利用者が住みなれた地域で安心して暮らせるように24時間、365日間、切れ目ないサービスを提供します。通いを中心に宿泊、訪問、短期利用のサービスを柔軟に組み合わせ、利用者や家族の願い・気持ちに向き合い寄り添っていけるようサービスを提供します。
- (3) 事業所は地域との継続した関係を維持・継続できるように保健・医療・福祉との関係を調整し、地域資源を活用します。
- (4) 事業所は地域の福祉の充実に役立てるように、ボランティア活動を進めていきます。
また、福祉避難所としての役割を果たすように、災害時や火災などの被害を想定して近隣住民の協力体制を整え、交流を進めます。
- (5) 良質のサービスを行うために職員の資質の向上に努め、職員とともに地域に開かれた経営を目指します。

2. 利用者確保のための取り組み

- (1) 階上町内の居宅介護事業所や介護サービス事業所、医療関係者などを訪問し福祉事業所間の連携を進めました。
- (2) 階上町内の家庭を訪問し介護保険サービスや福祉や、利用の相談を行いました。

3. 従業員の確保

(1) 職員の構成（令和4年3月31日現在）

介護福祉士	3名
介護初任者研修（旧ヘルパー2級）	4名
介護補助	1名（パート）
准看護師	2名（常勤パート）
調理業務	1名（パート）
運転業務	1名
計画作成者、ケアマネジャー	1名（常勤パート）
管理者	1名
施設長	1名

合計 15名

- (2) 利用者の状況の変化などに即応できる職員を育成し、介護福祉士の育成を積極的に進めて職員の資質向上のための教育を行う。
- (3) 職員勤務時間一職員は1ヶ月の変形労働制の勤務表により勤務を行います。

勤務時間 8時間勤務（休憩は1時間をとします）

【特早 6:00～15:00、早番 7:00～16:00、中早 A 7:30～16:30、中早 8:00～17:00、
日勤 8:30～17:30 中遅番 9:30～18:30 遅番 10:00～19:00
夜勤 16:00～10:00（休憩2時間）、深夜勤 19:30～7:00（休2:30）

・年間行事報告

◎コロナウィルスの感染拡大状況によっては、行事は縮小・中止いたします。

あすなろの里令和4年度年間行事計画（令和4年4月から令和5年3月まで）

月	行事	内容	運営推進会議等
4月	桜花見	桜花見散策	
5月	母の日	母の日お祝い	運営推進会議
6月	花壇整備 父の日	あすなろの里庭 父の日お祝	避難訓練（消防指導）
7月	中学生ボランティア活動 七夕	階上中学校生徒職業体験学習（コロナ の為、中止） 七夕飾り	運営推進会議
8月	お盆	お盆、	
9月	敬老会	敬老会開催（コロナの為、中止）	運営推進会議
10月	ミニ運動会	ミニ運動会	避難訓練（消防指導）
11月	ハロウィン	仮装、記念撮影	運営推進会議
12月	クリスマス会	地域住民、家族でクリスマス会交流会 避難訓練	
1月	お正月 正月遊び	正月料理 正月遊び	運営推進会議
2月	節分 えんぶり鑑賞会	節分まめまき 鳥屋部えんぶり鑑賞（コロナの為中 止）	
3月	桃の節句 春の会	雛飾り お彼岸	運営推進会議

※誕生会は、利用者様の誕生月に開催します。

法人単位資金収支計算書

(自) 令和 3年 4月 1日 (至) 令和 4年 3月 31日

(単位: 円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	介護保険事業収入	89,665,000	91,931,732	2,266,732	
	保育事業収入	156,662,414	158,227,419	1,565,005	
	経常経費寄附金収入	50,000	50,000	0	
	受取利息配当金収入	3,886	2,178	1,708	
	その他の収入	2,421,680	2,348,908	72,772	
	事業活動収入計 (1)	248,802,980	252,560,237	3,757,257	
	支出				
	人件費支出	185,016,021	175,109,133	9,906,888	
	事業費支出	35,655,110	33,391,289	2,263,821	
事務費支出	24,439,088	21,664,206	2,774,882		
利用者負担軽減額	0	0	0		
支払利息支出	0	0	0		
その他の支出	15,150	150	15,000		
事業活動支出計 (2)	245,125,369	230,164,778	14,960,591		
事業活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)	3,677,611	22,395,459	18,717,848		
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等補助金収入	1,729,000	1,729,000	0	
	固定資産売却収入	0	0	0	
	施設整備等収入計 (4)	1,729,000	1,729,000	0	
	支出				
	設備資金借入金元金償還支出	0	0	0	
固定資産取得支出	4,292,778	3,766,780	525,998		
施設整備等支出計 (5)	4,292,778	3,766,780	525,998		
施設整備等資金収支差額 (6)=(4)-(5)	2,563,778	2,037,780	525,998		
その他の活動による収支	収入				
	積立資産取崩収入	0	0	0	
	役員等長期借入収入	0	0	0	
	長期運用資金借入金元金償還寄附金収入	1,700,000	1,700,000	0	
	拠点区分間繰入金収入	0	0	0	
	その他の活動による収入	0	0	0	
	その他の活動収入計 (7)	1,700,000	1,700,000	0	
	支出				
	積立資産支出	0	5,000,000	5,000,000	
	役員等長期借入金元金償還支出	50,000	44,040	5,960	
その他の活動による支出	2,900,000	1,200,000	1,700,000		
その他の活動支出計 (8)	2,950,000	6,244,040	3,294,040		
その他の活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)	1,250,000	4,544,040	3,294,040		
予備費支出 (10)	600,000		0		
当期資金収支差額合計 (11)=(3)+(6)+(9)-(10)	736,167	15,813,639	15,949,806		
前期末支払資金残高 (12)	45,000,373	45,000,373	0		
当期末支払資金残高 (11)+(12)	44,264,206	60,814,012	15,949,806		

社会福祉事業区分 資金収支内訳表
 (自)令和 3年4月1日 (至)令和 4年3月31日

(単位：円)

勘定科目		法人本部 拠点	石鉢保育園 拠点	あすなるクラブ 拠点	高齢者施設 拠点	
事業活動による収支	収入	介護保険事業収入			91,931,732	
		保育事業収入		149,659,579	8,567,840	
		経常経費寄附金収入				50,000
		受取利息配当金収入		2,034	98	46
		その他の収入		2,346,358	2,550	
	事業活動収入計 (1)		0	152,007,971	8,570,488	91,981,778
	支出	人件費支出		105,587,327	5,213,457	64,308,349
		事業費支出		18,885,573	1,947,681	12,558,035
		事務費支出	131,094	12,492,061	964,994	8,076,057
		利用者負担軽減額				
支払利息支出						
その他の支出	0	0	150			
事業活動支出計 (2)		131,094	136,964,961	8,126,282	84,942,441	
事業活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)		131,094	15,043,010	444,206	7,039,337	
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入			1,729,000	
		固定資産売却収入				
	施設整備等収入計 (4)		0	0	0	1,729,000
	支出	設備資金借入金元金償還支出				
		固定資産取得支出		2,136,580		1,630,200
施設整備等支出計 (5)		0	2,136,580	0	1,630,200	
施設整備等資金収支差額 (6)=(4)-(5)		0	2,136,580	0	98,800	
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入				
		役員等長期借入金収入				
		長期運営資金借入金元金償還寄附金収入				1,700,000
		拠点区分間繰入金収入	131,094			
	その他の活動による収入					
	その他の活動収入計 (7)		131,094	0	0	1,700,000
	支出	積立資産支出		5,000,000		
拠点区分繰入金支出			131,094			
役員等長期借入金元金償還支出					1,200,000	
その他の活動による支出				44,040		
その他の活動支出計 (8)		0	5,131,094	0	1,244,040	
その他の活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)		131,094	5,131,094	0	455,960	
当期資金収支差額合計 (10)=(3)+(6)+(9)		0	7,775,336	444,206	7,594,097	
前期末支払資金残高 (11)		1,152,880	28,080,625	5,469,564	10,297,304	
当期末支払資金残高 (10)+(11)		1,152,880	35,855,961	5,913,770	17,891,401	

社会福祉事業区分 資金収支内訳表
 (自)令和 3年4月1日 (至)令和 4年3月31日

(単位：円)

勘定科目		合計	内部取引消去	事業区分合計	備考	
事業活動による収支	収入	介護保険事業収入	91,931,732	0	91,931,732	
		保育事業収入	158,227,419	0	158,227,419	
		経常経費寄附金収入	50,000	0	50,000	
		受取利息配当金収入	2,178	0	2,178	
		その他の収入	2,348,908	0	2,348,908	
		事業活動収入計 (1)	252,560,237	0	252,560,237	
	支出	人件費支出	175,109,133	0	175,109,133	
		事業費支出	33,391,289	0	33,391,289	
		事務費支出	21,664,206	0	21,664,206	
		利用者負担軽減額	0	0	0	
		支払利息支出	0	0	0	
その他の支出		150	0	150		
事業活動支出計 (2)	230,164,778	0	230,164,778			
事業活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)		22,395,459	0	22,395,459		
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入	1,729,000	0	1,729,000	
		固定資産売却収入	0	0	0	
		施設整備等収入計 (4)	1,729,000	0	1,729,000	
	支出	設備資金借入金元金償還支出	0	0	0	
		固定資産取得支出	3,766,780	0	3,766,780	
			0	0	0	
			0	0	0	
施設整備等支出計 (5)	3,766,780	0	3,766,780			
施設整備等資金収支差額 (6)=(4)-(5)		2,037,780	0	2,037,780		
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	0		0	
		役員等長期借入金収入	0		0	
		長期運営資金借入金元金償還寄附金収入	1,700,000		1,700,000	
		拠点区分間繰入金収入	131,094	131,094	0	
		その他の活動による収入	0		0	
		その他の活動収入計 (7)	1,831,094	131,094	1,700,000	
	支出	積立資産支出	5,000,000		5,000,000	
		拠点区分繰入金支出	131,094	131,094	0	
		役員等長期借入金元金償還支出	1,200,000		1,200,000	
		その他の活動による支出	44,040		44,040	
その他の活動支出計 (8)	6,375,134	131,094	6,244,040			
その他の活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)		4,544,040	0	4,544,040		
当期資金収支差額合計 (10)=(3)+(6)+(9)		15,813,639	0	15,813,639		
前期末支払資金残高 (11)		45,000,373	0	45,000,373		
当期末支払資金残高 (10)+(11)		60,814,012	0	60,814,012		

法人単位貸借対照表

令和 4年 3月 31日 現在

(単位:円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	71,841,990	63,640,442	8,201,548	流動負債	17,153,552	25,412,038	8,258,486
現金預金	50,604,647	42,661,511	7,943,136	事業未払金	9,776,282	16,018,523	6,242,241
事業未収金	19,808,425	20,401,411	592,986	その他の未払金	0	0	0
未収補助金	1,337,718	500,000	837,718	役員等短期借入金	0	1,700,000	1,700,000
立替金	0	0	0	1年以内返済予定役員等長期借入金	1,800,000	1,200,000	600,000
前払費用	91,200	77,520	13,680	1年以内返済予定長期未払金			0
				預り金	3,063	3,063	0
				職員預り金	1,248,633	918,483	330,150
				賞与引当金	4,325,574	5,571,969	1,246,395
固定資産	294,133,035	304,770,514	10,637,479	固定負債	38,821,890	40,621,890	1,800,000
基本財産	178,185,929	188,802,503	10,616,574	設備資金借入金	0	0	0
建物	178,185,929	188,802,503	10,616,574	役員等長期借入金	38,821,890	40,621,890	1,800,000
その他の固定資産	115,947,106	115,968,011	20,905	長期未払金	0	0	0
建物	2,732,737	4,271,811	1,539,074	負債の部合計	55,975,442	66,033,928	10,058,486
構築物	8,216,177	9,847,953	1,631,776	純 資 産 の 部			
車両運搬具	421,902	1,922,352	1,500,450	基本金	33,726,673	32,026,673	1,700,000
器具及び備品	17,873,395	18,811,243	937,848	第1号基本金	21,026,673	21,026,673	0
保育所繰越積立資産	69,900,000	64,900,000	5,000,000	第2号基本金	10,200,000	8,500,000	1,700,000
保育所施設・設備整備積立資産	15,940,000	15,940,000	0	第3号基本金	2,500,000	2,500,000	0
高齢者施設・設備整備積立資産	0	0	0	国庫補助金等特別積立金	99,252,796	106,509,947	7,257,151
その他の固定資産	862,895	274,652	588,243	その他の積立金	85,840,000	80,840,000	5,000,000
				人件費積立金	29,700,000	24,700,000	5,000,000
				修繕費積立金	25,200,000	25,200,000	0
				備品等購入積立金	15,000,000	15,000,000	0
				保育所施設・設備整備積立金	15,940,000	15,940,000	0
				高齢者施設・設備整備積立金	0	0	0
				次期繰越活動増減差額	91,180,114	83,000,408	8,179,706
				(うち当期活動増減差額)	13,179,706	2,502,109	10,677,597
資産の部合計	365,975,025	368,410,956	2,435,931	純資産の部合計	309,999,583	302,377,028	7,622,555
				負債及び純資産の部合計	365,975,025	368,410,956	2,435,931

社会福祉事業区分 貸借対照表内訳表

令和 4年 3月 31日 現在

(単位：円)

勘定科目	法人本部 拠点	石鉢保育園 拠点	あすなろクラブ 拠点	高齢者施設 拠点	合計	内部取引消去	事業区分合計
流動資産	1,152,880	38,515,421	6,115,184	26,058,505	71,841,990	0	71,841,990
現金預金	1,152,880	34,170,316	4,747,724	10,533,727	50,604,647		50,604,647
事業未収金		3,280,305	1,257,460	15,270,660	19,808,425		19,808,425
未収補助金		1,064,800	110,000	162,918	1,337,718		1,337,718
立替金					0		0
前払費用				91,200	91,200		91,200
固定資産	0	210,456,747	2,897,541	80,778,747	294,133,035	0	294,133,035
基本財産	0	106,872,437	0	71,313,492	178,185,929	0	178,185,929
建物		106,872,437		71,313,492	178,185,929		178,185,929
その他の固定資産	0	103,584,310	2,897,541	9,465,255	115,947,106	0	115,947,106
建物		2,732,736		1	2,732,737		2,732,737
構築物		6,948,167		1,268,010	8,216,177		8,216,177
車輛運搬具				421,902	421,902		421,902
器具及び備品		10,363,407	597,541	6,912,447	17,873,395		17,873,395
保育所繰越積立資産		67,600,000	2,300,000		69,900,000		69,900,000
保育所施設・設備整備積立資産		15,940,000			15,940,000		15,940,000
高齢者施設・設備整備積立資産					0		0
その他の固定資産				862,895	862,895		862,895
資産の部合計	1,152,880	248,972,168	9,012,725	106,837,252	365,975,025	0	365,975,025
流動負債	0	6,985,034	201,414	9,967,104	17,153,552	0	17,153,552
事業未払金		2,659,460	201,414	6,915,408	9,776,282		9,776,282
その他の未払金					0		0
役員等短期借入金					0		0
1年以内返済予定役員等長期借入金				1,800,000	1,800,000		1,800,000
1年以内返済予定長期未払金					0		0
預り金				3,063	3,063		3,063
職員預り金				1,248,633	1,248,633		1,248,633
賞与引当金		4,325,574			4,325,574		4,325,574
固定負債	0	0	0	38,821,890	38,821,890	0	38,821,890
設備資金借入金		0			0		0
役員等長期借入金				38,821,890	38,821,890		38,821,890
長期未払金				0	0		0
負債の部合計	0	6,985,034	201,414	48,788,994	55,975,442	0	55,975,442
基本金	0	20,624,558	0	13,102,115	33,726,673		33,726,673
第1号基本金		9,624,558		11,402,115	21,026,673		21,026,673
第2号基本金		8,500,000		1,700,000	10,200,000		10,200,000
第3号基本金		2,500,000			2,500,000		2,500,000
国庫補助金等特別積立金		62,174,530		37,078,266	99,252,796		99,252,796
その他の積立金	0	83,540,000	2,300,000		85,840,000		85,840,000
人件費積立金		29,200,000	500,000		29,700,000		29,700,000
修繕費積立金		24,400,000	800,000		25,200,000		25,200,000
備品等購入積立金		14,000,000	1,000,000		15,000,000		15,000,000
保育所施設・設備整備積立金		15,940,000			15,940,000		15,940,000
高齢者施設・設備整備積立金					0		0
次期繰越活動増減差額	1,152,880	75,648,046	6,511,311	7,867,877	91,180,114		91,180,114
(うち当期活動増減差額)	0	9,908,557	225,973	3,045,176	13,179,706		13,179,706
純資産の部合計	1,152,880	241,987,134	8,811,311	58,048,258	309,999,583	0	309,999,583
負債及び純資産の部合計	1,152,880	248,972,168	9,012,725	106,837,252	365,975,025	0	365,975,025

法人単位事業活動計算書

(自) 令和 3年 4月 1日 (至) 令和 4年 3月 31日

(単位:円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	介護保険事業収益	91,931,732	45,922,533	46,009,199
	保育事業収益	158,227,419	148,184,992	10,042,427
	経常経費寄附金収益	50,000	0	50,000
	サービス活動収益計 (1)	250,209,151	194,107,525	56,101,626
	費用			
	人件費	173,862,738	150,999,665	22,863,073
事業費	33,391,289	28,803,724	4,587,565	
事務費	21,664,206	14,001,981	7,662,225	
利用者負担軽減	0	0	0	
減価償却費	19,377,142	13,117,993	6,259,149	
国庫補助金等特別積立金取崩額	8,936,984	5,829,989	3,106,995	
サービス活動費用計 (2)	239,358,391	201,093,374	38,265,017	
サービス活動増減差額 (3)=(1)-(2)	10,850,760	6,985,849	17,836,609	
サービス活動外増減の部	収益			
	受取利息配当金収益	2,178	7,175	4,997
	その他のサービス活動外収益	2,348,908	1,881,321	467,587
	サービス活動外収益計 (4)	2,351,086	1,888,496	462,590
	費用			
支払利息	0	5,670	5,670	
その他のサービス活動外費用	150	0	150	
サービス活動外費用計 (5)	150	5,670	5,520	
サービス活動外増減差額 (6)=(4)-(5)	2,350,936	1,882,826	468,110	
経常増減差額 (7)=(3)+(6)	13,201,696	5,103,023	18,304,719	
特別増減の部	収益			
	施設整備等補助金収益	1,729,000	0	1,729,000
	固定資産売却益	0	0	0
	拠点区分間固定資産移管収益	0	0	0
	拠点区分間繰入金収益	0	0	0
	長期運営資金借入金元金償還寄附金収益	1,700,000	0	1,700,000
	固定資産受贈益	0	0	0
	その他の特別利益	0	0	0
	特別収益計 (8)	3,429,000	0	3,429,000
	費用			
基本金組入額	1,700,000	0	1,700,000	
固定資産売却損・処分損	71,157		71,157	
国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)	49,167		49,167	
国庫補助金等特別積立金積立額	1,729,000		1,729,000	
拠点区分間繰入金費用	0	0	0	
その他の特別損失	0	1,035,405	1,035,405	
特別費用計 (9)	3,450,990	1,035,405	2,415,585	
特別増減差額 (10)=(8)-(9)	21,990	1,035,405	1,013,415	
当期活動増減差額 (11)=(7)+(10)	13,179,706	6,138,428	19,318,134	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額 (12)	83,000,408	80,936,515	2,063,893
	当期末繰越活動増減差額 (13)=(11)+(12)	96,180,114	74,798,087	21,382,027
	基本金取崩額 (14)	0	0	0
	その他の積立金取崩額 (15)	0	7,000,212	7,000,212
	その他の積立金積立額 (16)	5,000,000	4,300,000	700,000
	次期繰越活動増減差額 (17)=(13)+(14)+(15)-(16)	91,180,114	77,498,299	13,681,815

社会福祉事業区分 事業活動内訳表
 (自)令和 3年4月1日 (至)令和 4年3月31日

(単位:円)

勘定科目		法人本部 拠点	石鉢保育園 拠点	あすなるクラブ 拠点	高齢者施設 拠点	合計
サービス活動増減の部	収益					
	介護保険事業収益				91,931,732	91,931,732
	保育事業収益		149,659,579	8,567,840		158,227,419
	経常経費寄附金収益				50,000	50,000
	サービス活動収益計(1)	0	149,659,579	8,567,840	91,981,732	250,209,151
	費用					
	人件費		104,340,932	5,213,457	64,308,349	173,862,738
	事業費		18,885,573	1,947,681	12,558,035	33,391,289
	事務費	131,094	12,492,061	964,994	8,076,057	21,664,206
	利用者負担軽減額					0
減価償却費		11,124,545	283,573	7,969,024	19,377,142	
国庫補助金等特別積立金取崩額		4,896,781	65,340	3,974,863	8,936,984	
サービス活動費用計(2)	131,094	141,946,330	8,344,365	88,936,602	239,358,391	
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	131,094	7,713,249	223,475	3,045,130	10,850,760	
サービス活動外増減の部	収益					
	受取利息配当金収益		2,034	98	46	2,178
	その他のサービス活動外収益		2,346,358	2,550		2,348,908
	サービス活動外収益計(4)	0	2,348,392	2,648	46	2,351,086
	費用					
	支払利息					0
その他のサービス活動外費用			150		150	
サービス活動外費用計(5)	0	0	150	0	150	
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	0	2,348,392	2,498	46	2,350,936	
経常増減差額(7)=(3)+(6)		131,094	10,061,641	225,973	3,045,176	13,201,696
特別増減の部	収益					
	施設整備等補助金収益				1,729,000	1,729,000
	固定資産売却益					0
	拠点区分間固定資産移管収益					0
	拠点区分間繰入金収益	131,094				131,094
	長期運営資金借入金元金償還寄附金収益				1,700,000	1,700,000
	固定資産受贈益					0
	その他の特別利益					0
	特別収益計(8)	131,094	0	0	3,429,000	3,560,094
	費用					
基本金組入額				1,700,000	1,700,000	
固定資産売却損・処分損		71,157			71,157	
国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)		49,167			49,167	
国庫補助金等特別積立金積立額				1,729,000	1,729,000	
拠点区分間繰入金費用		131,094			131,094	
その他の特別損失					0	
特別費用計(9)	0	153,084	0	3,429,000	3,582,084	
特別増減差額(10)=(8)-(9)	131,094	153,084	0	0	21,990	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)		0	9,908,557	225,973	3,045,176	13,179,706
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	1,152,880	70,739,489	6,285,338	4,822,701	83,000,408
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	1,152,880	80,648,046	6,511,311	7,867,877	96,180,114
	基本金取崩額(14)					0
	その他の積立金取崩額(15)					0
	その他の積立金積立額(16)		5,000,000			5,000,000
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	1,152,880	75,648,046	6,511,311	7,867,877	91,180,114

社会福祉事業区分 事業活動内訳表
 (自)令和 3年4月1日 (至)令和 4年3月31日

(単位：円)

勘定科目		内部取引消去	事業区分合計	
サービス活動増減の部	収益	介護保険事業収益	0	91,931,732
		保育事業収益	0	158,227,419
		経常経費寄附金収益	0	50,000
		サービス活動収益計 (1)	0	250,209,151
	費用	人件費	0	173,862,738
		事業費	0	33,391,289
		事務費	0	21,664,206
		利用者負担軽減額		0
		減価償却費		19,377,142
		国庫補助金等特別積立金取崩額		8,936,984
サービス活動費用計 (2)	0	239,358,391		
サービス活動増減差額 (3)=(1)-(2)	0	10,850,760		
サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益	0	2,178
		その他のサービス活動外収益	0	2,348,908
		サービス活動外収益計 (4)	0	2,351,086
	費用	支払利息	0	0
		その他のサービス活動外費用	0	150
		サービス活動外費用計 (5)	0	150
	サービス活動外増減差額 (6)=(4)-(5)	0	2,350,936	
経常増減差額 (7)=(3)+(6)	0	13,201,696		
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益		1,729,000
		固定資産売却益		0
		拠点区分間固定資産移管収益		0
		拠点区分間繰入金収益	131,094	0
		長期運営資金借入金元金償還寄附金収益		1,700,000
		固定資産受贈益		0
		その他の特別利益		0
	特別収益計 (8)	131,094	3,429,000	
	費用	基本金組入額		1,700,000
		固定資産売却損・処分損		71,157
国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)			49,167	
国庫補助金等特別積立金積立額			1,729,000	
拠点区分間繰入金費用	131,094	0		
その他の特別損失		0		
特別費用計 (9)	131,094	3,450,990		
特別増減差額 (10)=(8)-(9)	0	21,990		
当期活動増減差額 (11)=(7)+(10)	0	13,179,706		
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額 (12)	0	83,000,408	
	当期末繰越活動増減差額 (13)=(11)+(12)	0	96,180,114	
	基本金取崩額 (14)	0	0	
	その他の積立金取崩額 (15)	0	0	
	その他の積立金積立額 (16)	0	5,000,000	
	次期繰越活動増減差額 (17)=(13)+(14)+(15)-(16)	0	91,180,114	

財務諸表に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産及び無形固定資産 - 定額法
- ・リース資産 - 該当なし

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 - 該当なし
- ・賞与引当金 - 石鉢保育園拠点区分、職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する金額を計上している。
その他の拠点区分は、該当なし。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する退職共済制度を採用している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）
- (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）
当法人の事業区分は社会福祉事業のみであるため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
当法人の事業区分は社会福祉事業のみであるため作成していない。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
当法人の事業区分は社会福祉事業のみであるため作成していない。
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 本部拠点（社会福祉事業）
「本部会計」
 - イ 石鉢保育園拠点（社会福祉事業）
「石鉢保育園」
 - ウ あすなるクラブ拠点（社会福祉事業）
「あすなるクラブ」
 - エ 高齢者施設拠点（社会福祉事業）
「小規模多機能型居宅介護 あすなるの里」
「小規模多機能型居宅介護 あかぼないの里」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物（基本）	188,802,503	0	10,616,574	178,185,929
合計	188,802,503	0	10,616,574	178,185,929

7. 会計基準第3章4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

国庫補助金等特別積立金取崩額 49,167円 ビデオカメラ他3品、廃棄による取崩し

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物(基本)	275,413,404	97,227,475	178,185,929
小計	275,413,404	97,227,475	178,185,929
その他の固定資産	0	0	
建物	22,407,558	19,674,821	2,732,737
構築物	22,664,905	14,448,728	8,216,177
車輛運搬具	9,891,466	9,469,564	421,902
器具及び備品	42,964,301	25,688,447	17,275,854
小計	97,928,230	69,281,560	28,646,670
合計	373,341,634	166,509,035	206,832,599

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	19,808,425	0	19,808,425
未収補助金	1,337,718	0	1,337,718
合計	21,146,143	0	21,146,143

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内容並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
該当なし			

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

借入金明細書

(自) 令和 3年 4月 1日 (至) 令和 4年 3月 31日

社会福祉法人 あすなろ会

(単位:円)

区分	借入先	拠点区分	期首残高	当期借入金	当期償還額	差引期末残高 = + - (うち1年以内償還予定額)	元金償還補助金	利率 %	支払利息		返済期限	用途	担保資産			
									当期支出額	利息補助金収入			種類	地番または内容	帳簿価額	
設備資金借入金	理事長 郷州公典	高齢者施設拠点	41,821,890	0	1,200,000	40,621,890 (1,800,000)	0	0.00%	0	0	令和18年3月31日	小規模多機能居宅介護施設あかほない里建設資金				
						0	0									
						0										
						0										
						0										
		計		41,821,890	0	1,200,000	40,621,890 (1,800,000)	0		0	0					0
長期運営資金借入金	理事長 郷州公典	高齢者施設	0	0	0	0 (0)	0	0.00%	0	0		運営資金				
						0										
						0										
						0										
						0										
		計		0	0	0	0 (0)	0		0	0					0
短期運営資金借入金	理事長 郷州公典	高齢者施設拠点	1,700,000	0	1,700,000	0	0	0.00%	0	0		運営資金				
						0										
						0										
						0										
		計		1,700,000	0	1,700,000	0	0		0	0					0
合計			43,521,890	0	2,900,000	40,621,890 (1,800,000)	0		0	0					0	

(注) 役員等からの長期借入金、短期借入金がある場合は、区分を新設するものとする。

寄附金収益明細書

(自) 令和 3年 4月 1日 (至) 令和 4年 3月 31日

社会福祉法人 あすなる会

(単位：円)

寄附者の属性	区分	件数	寄附金額	うち基本金組入額	寄附金額の拠点区分ごとの内訳			
					法人本部拠点	石鉢保育園拠点	あすなるクラブ拠点	高齢者施設拠点
利用者本人	経常	1	50,000				50,000	
			0					
			0					
区分小計		1	50,000	0	0	0	50,000	
法人の役職員	運営	1	1,700,000	1,700,000			1,700,000	
			0					
			0					
区分小計		1	1,700,000	1,700,000	0	0	1,700,000	
			0					
			0					
			0					
区分小計		0	0	0	0	0	0	
合計		2	1,750,000	1,700,000	0	0	1,750,000	

- (注) 1. 寄附者の属性の内容は、法人の役職員、利用者本人、利用者の家族、取引業者、その他とする。
2. 「寄附金額」欄には、寄附物品を含めるものとする。「区分欄」には、経常経費寄附金収益の場合は「経常」、長期運営資金借入金元償還寄附金収益の場合は「運営」、施設整備等寄附金収益の場合は「施設」、設備資金借入金元金償還寄附金収益の場合は「償還」、固定資産受贈額の場合は「固定」と、寄附金の種類がわかるように記入すること。
3. 「寄附金額」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。または、「寄附金額の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄は、拠点区分事業活動計算書の勘定科目の金額と原則として一致するものとする。

補助金事業等収益明細書

(自) 令和 3年 4月 1日 (至) 令和 4年 3月 31日

社会福祉法人名 あすなる会

(単位:円)

交付団体及び交付の目的	区分	交付金額	補助金事業に係る利用者からの収益	交付金額等合計	うち国庫補助金等特別積立金積立額	交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳			
						法人本部拠点	石鉢保育園拠点	あすなるクラブ拠点	高齢者施設拠点
感染防止対策支援事業補助金	介護事業	10,000		10,000	0				10,000
処遇改善支援補助金		162,918		162,918	0				162,918
			0		0				
			0		0	0			
区分小計		172,918	0	172,918	0	0	0	0	172,918
都道府県補助金収益	保育事業			0					
市町村補助金収益		9,667,305		9,667,305			4,299,845	5,367,460	
利用者負担金収益				0					
補助金事業収入(一般)			3,245,640	3,245,640			45,260	3,200,380	
			0		0				
区分小計		9,667,305	3,245,640	12,912,945	0	0	4,345,105	8,567,840	0
サービス等生産性向上IT導入支援事業補助金	施設	733,000		733,000	0				733,000
緊急包括支援事業費補助金		996,000		996,000	0				996,000
			0		0				
区分小計		1,729,000	0	1,729,000	0	0	0	0	1,729,000
合計		11,569,223	3,245,640	14,814,863	0	0	4,345,105	8,567,840	1,901,918

(注) 1. 「区分」欄には、介護保険事業の補助金事業収益の場合は「介護事業」、老人福祉事業の補助金事業収益の場合は「老人事業」、児童福祉事業の補助金事業収益の場合は「児童事業」、保育事業の補助金事業収益の場合は「保育事業」、障害福祉サービス等事業の補助金事業収益の場合は「障害事業」、生活保護事業の補助金事業収益の場合は「生活保護事業」、医療事業の補助金事業収益の場合は「医療事業」、事業の補助金事業収益の場合は「事業」、借入金利息補助金収益の場合は「利息」、施設整備等補助金収益の場合は「施設」、設備資金借入金元金償還補助金収益の場合は「償還」と補助金の種類がわかるように記入すること。

なお、運用指針別添3「勘定科目説明」において「利用者からの収益も含む」と記載されている場合のみ、「補助金事業に係る利用者からの収益」欄を記入するものとする。

2. 「交付金額等合計」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。

また、「交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄は、拠点区分事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。

事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書

(自) 令和 3年 4月 1日 (至) 令和 4年 3月 31日

社会福祉法人名 あすなる会

1) 事業区分間繰入金明細書

(単位：円)

事業区分名		繰入金の財源(注)	金額	使用目的等
繰入元	繰入先			
なし	なし	なし	0	該当明細なし

(注) 繰入金の財源には、介護保険収入、運用収入、前期末支払資金残高等の別を記入すること。

2) 拠点区分間繰入金明細書

(単位：円)

拠点区分名		繰入金の財源(注)	金額	使用目的等
繰入元	繰入先			
石鉢保育園	法人本部	当期資金	6,000	監査費用弁償費
石鉢保育園	法人本部	当期資金	51,060	拠点区分繰り入れ 6月役員会
石鉢保育園	法人本部	当期資金	59,504	役員資産登記委託
石鉢保育園	法人本部	当期資金	530	借室料
石鉢保育園	法人本部	当期資金	14,000	理事会費用弁償費

(注) 繰入金の財源には、介護保険収入、運用収入、前期末支払資金残高等の別を記入すること。

基本金明細書

(自) 令和 3年 4月 1日 (至) 令和 4年 3月 31日

社会福祉法人名 あすなる会

(単位:円)

区分並びに組入れ及び 取崩しの事由	合計	各拠点区分ごとの内訳			
		法人本部拠点	石鉢保育園拠点	あすなるクラブ 拠点	高齢者施設拠点
前年度末残高	32,026,673	0	20,624,558	0	11,402,115
第一号基本金	21,026,673	0	9,624,558	0	11,402,115
第二号基本金	8,500,000	0	8,500,000	0	0
第三号基本金	2,500,000	0	2,500,000	0	0
第一号基本金	当期組入額	0			
		0			
	計	0	0	0	0
	当期取崩額	0			
	0				
計	0	0	0	0	
第二号基本金	当期組入額	0			
		0			
	計	0	0	0	0
	当期取崩額	0			
	0				
計	0	0	0	0	
第三号基本金	当期組入額				
	あかぼないの里運営資金の寄付	1,700,000			1,700,000
		0			
	計	1,700,000	0	0	1,700,000
当期取崩額	0				
	0				
計	0	0	0	0	
当期末残高	33,726,673	0	20,624,558	0	13,102,115
第一号基本金	21,026,673	0	9,624,558	0	11,402,115
第二号基本金	8,500,000	0	8,500,000	0	0
第三号基本金	4,200,000	0	2,500,000	0	1,700,000

(注) 1. 「区分並びに組入れ及び取崩しの事由」の欄に該当する事項がない場合は、記載を省略する。

2. 第一号基本金とは、注解(注12)(1)に規定する基本金をいう。

第二号基本金とは、注解(注12)(2)に規定する基本金をいう。

第三号基本金とは、注解(注12)(3)に規定する基本金をいう。

3. 従前及び今回の改正において特例により第一号基本金・第二号基本金の内訳を示していない

法人では、合計額のみを記載するものとする。

国庫補助金等特別積立金

(自) 令和 3年 4月 1日 (至) 令和 4年 3月 31日

社会福祉法人 あすなる会

(単位:円)

区分並びに積立て及び取崩しの事由	補助金の種類			合計	各拠点区分ごとの内訳			
	国庫補助金	地方公共団体補助金	その他の団体からの補助金		本部拠点	石鉢保育園拠点	あすなるクラブ拠点	高齢者施設拠点
前期繰越額				106,509,947	0	67,120,478	65,340	39,324,129
当期積立額	施設整備に関する積立金			445,000				445,000
	令和3年度補助金による固定資産購入分積立			1,284,000				1,284,000
				0				
				0				
当期積立額合計	0	0	0	1,729,000	0	0	0	1,729,000
当期取崩額	サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額			8,936,984		4,896,781	65,340	3,974,863
	特別費用の控除項目として計上する取崩額			49,167		49,167		
				0				
				0				
当期取崩額合計				8,986,151	0	4,945,948	65,340	3,974,863
当期末残高				99,252,796	0	62,174,530	0	37,078,266

(注) サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産の減価償却相当額等の取崩額を記入し、特別費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産が売却または廃棄された場合の取崩額を記入する(注解(注10)参照)。

財産目録

令和4年 3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
現金	手元許有高		運営資金			234,570
普通預金	青森銀行ほか		運営資金			49,370,077
定期預金	八戸農協		運営資金			1,000,000
			小計			50,604,647
事業未収金	国保連ほか		介護報酬等			19,808,425
未収補助金						1,337,718
立替金						0
前払費用	介護労働安定センター		02年度保険料			91,200
			流動資産合計			71,841,990
2 固定資産						
(1) 基本財産						
建物	(石鉢保育園拠点)青森県三戸郡階上町角柄折字柳下6-15 (高齢者施設拠点)青森県三戸郡階上町角柄折字志民久保12-68 (高齢者施設拠点)青森県三戸郡階上町角柄折字志民久保12-68 (高齢者施設拠点)青森県三戸郡階上町角柄折字志民久保12-68 (高齢者施設拠点)青森県三戸郡階上町角柄折字志民久保12-68 (高齢者施設拠点)青森県三戸郡階上町角柄折字志民久保12-68 (高齢者施設拠点)青森県三戸郡階上町角柄折字志民久保12-68 (高齢者施設拠点)青森県三戸郡階上町角柄折字志民久保12-68 (高齢者施設拠点)青森県三戸郡階上町角柄折字志民久保12-68 (高齢者施設拠点)青森県三戸郡階上町角柄折字志民久保12-68 (高齢者施設拠点)青森県三戸郡階上町赤保内字外平23-273 (高齢者施設拠点)青森県三戸郡階上町赤保内字外平23-273 (高齢者施設拠点)青森県三戸郡階上町赤保内字外平23-273 (高齢者施設拠点)青森県三戸郡階上町赤保内字外平23-273 (高齢者施設拠点)青森県三戸郡階上町赤保内字外平23-273 (高齢者施設拠点)青森県三戸郡階上町赤保内字外平23-273 (高齢者施設拠点)青森県三戸郡階上町赤保内字外平23-273	2007年度 2009年度 2013年度 2009年度 2009年度 2009年度 2009年度 2009年度 2009年度 2009年度 2020年度 2020年度 2020年度 2020年度 2020年度 2020年度 2020年度 2020年度	第2種社会福祉事業である、保育施設に使用している 第2種社会福祉事業である、小規模多機能型居宅介護事業施設に使用 第2種社会福祉事業である、小規模多機能型居宅介護事業施設に使用 第2種社会福祉事業である、小規模多機能型居宅介護事業施設に使用 第2種社会福祉事業である、小規模多機能型居宅介護事業施設に使用 第2種社会福祉事業である、小規模多機能型居宅介護事業施設に使用 第2種社会福祉事業である、小規模多機能型居宅介護事業施設に使用 第2種社会福祉事業である、小規模多機能型居宅介護事業施設に使用 第2種社会福祉事業である、小規模多機能型居宅介護事業施設に使用 第2種社会福祉事業である、小規模多機能型居宅介護事業施設に使用 第2種社会福祉事業である、小規模多機能型居宅介護事業施設に使用 第2種社会福祉事業である、小規模多機能型居宅介護事業施設に使用 第2種社会福祉事業である、小規模多機能型居宅介護事業施設に使用 第2種社会福祉事業である、小規模多機能型居宅介護事業施設に使用 第2種社会福祉事業である、小規模多機能型居宅介護事業施設に使用 第2種社会福祉事業である、小規模多機能型居宅介護事業施設に使用 第2種社会福祉事業である、小規模多機能型居宅介護事業施設に使用	180,649,101 17,658,171 172,200 1,781,850 399,700 218,570 4,329,900 408,502 46,413,133 7,012,833 1,144,427 10,837,059 434,812 238,801 3,086,970	73,776,664 10,153,437 64,028 1,492,287 334,737 183,050 4,329,899 408,501 3,202,506 704,788 214,579 1,089,123 43,698 23,998 578,806	106,872,437 7,504,734 108,172 289,563 64,963 35,520 1 1 43,210,627 6,308,045 929,848 9,747,936 391,114 214,803 2,508,164
			基本財産合計			178,165,929
(2) その他の固定資産						
建物	(石鉢保育園拠点)青森県三戸郡階上町角柄折字柳下6-15 (石鉢保育園拠点)青森県三戸郡階上町角柄折字柳下6-15 (高齢者施設拠点)青森県三戸郡階上町角柄折字志民久保12-68	2007年度 2016年度 2009年度	給排水設備等 物置小屋 物置	21,604,141 640,570 162,847	19,031,070 480,905 162,846	2,573,071 159,665 1
			建物小計			2,732,737
構築物	施設前アスファルト舗装 他		施設整備	22,664,905	14,448,728	8,216,177
車輛運搬具	トヨタ(ハイブリッド)車 車いす移動車他		送迎車	9,891,466	9,469,564	421,902
器具及び備品	ピアノ 他		施設	44,354,501	26,481,106	17,873,395
保育所繰越積立資産	定期預金		将来における人件費・修繕・備品等購入のための積立			69,900,000
保育所施設整備積立資産	定期預金		将来における施設、設備整備等のための積立			15,940,000
高齢者施設・設備整備積立資産	定期預金		将来における施設、設備整備等のための積立			0
ソフトウェア	小規模多機能向けケア支援システム一式		ケアプラン作成	2,772,600	2,212,920	559,680
権利	水道加入金			231,000	23,215	207,785
その他の固定資産	自動車リサイクル預託金			51,390		51,390
長期前払費用				44,040		44,040
			その他の固定資産小計			862,895
			その他の固定資産合計			115,947,106
			固定資産合計			294,133,035
			資産合計			365,975,025
負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	令和4年3月分給与ほか					9,776,282
役員等短期借入金	令和4年度返済予定額					0
1年以内返済予定役員等長期借入金	令和4年度支払予定額					1,800,000
預り金	報酬 所得税					3,063
職員預り金	社会保険料、住民税、所得税等					1,248,633
賞与引当金	令和4年6月支給賞与分引当金					4,325,574
			流動負債合計			17,153,552
2 固定負債						
役員等長期借入金						38,821,890
			固定負債合計			38,821,890
			負債合計			55,975,442
			差引純資産			309,999,583

社会福祉法人あすなろ会定款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又は自立した生活を地域社会において営むことができるように支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業

- (イ) 幼保連携型認定こども園の経営
- (ロ) 放課後児童健全育成事業の経営
- (ハ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人あすなろ会という。

(経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を青森県三戸郡階上町大字角柄折字柳下 6 番地 15 に置く。

第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 7 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、外部委員 1 名以上を含む 3 名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の議決は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員の1名が賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第8条 評議員の報酬は、無報酬とする。
- 2 評議員には費用を弁償することができる。

第3章 評議員会

(構成)

- 第9条 評議員会はすべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
 - (4) 定款の変更
 - (5) 残余財産の処分
 - (6) 基本財産の処分
 - (7) 社会福祉充実計画の承認
 - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第11条 評議員会は、定時評議会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別な利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 前項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事の報酬は、無報酬とする。

2 理事及び監事には費用を弁償することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理事会

(構成)

第 23 条 理事会はすべての理事をもって構成する。

2 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

第 24 条 理事会は次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第 25 条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 26 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について決議に加わることができるものに限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べた時を除く)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 27 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 28 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 青森県三戸郡階上町大字角柄折字柳下 6 番地 15 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 幼保連携型認定こども園 石鉢保育園 園舎 1 棟 (909.97 平方メートル)
- (2) 青森県三戸郡階上町大字角柄折字柳下 6 番地 14 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 石鉢保育園学童保育あすなろクラブ 1 棟 (165.62 平方メートル)
- (3) 青森県三戸郡階上町大字角柄折字志民久保 12 番地 68 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 小規模多機能型居宅介護事業所あすなろの里 1 棟 (498.85 平方メートル)

ル)

木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 物置 1棟 (26.49平方メートル)

木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 車庫 1棟 (14.90平方メートル)

(4) 青森県三戸郡階上町大字赤保内字外平 23番地273所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 小規模多機能ホーム あかぼないの里 1棟 (328.25平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、青森県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、青森県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書、及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解 散

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、青森県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）

を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を青森県知事に届け出なければならない。

第 9 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 39 条 この法人の公告は、社会福祉法人あすなる会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞または電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 40 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	郷州	永八
理事	明戸	永生
理事	明戸	吉松
理事	山田	敏夫
理事	鹿糠	伊介
理事	宗前	酉松
理事	根岸	忍
監事	野添	圭吉
監事	熊谷	儉三